

## 仕様書（物件番号1）

### 1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び新旧1000円紙幣が使用できること。
- (3) 貸付面積は、3台分で6.00㎡（幅2.0m×奥行1m×3カ所）とし、空容器の回収ボックス設置面積を含むものとする。
- (4) 貸付期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとし、更新は認めない。
- (5) 電気代は、設置事業者が子メーターを設置し、その実績に応じ県有施設の指定管理者が算定した金額を支払う。
- (6) 商品の選択ボタンやコインの投入口及び飲料取り出し口が必ず車椅子利用者の手が届く位置にあるなど、使い易く、安全であるユニバーサルデザインの機種にすること。

### 2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。  
また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。  
炭酸飲料、コーヒー、お茶、果汁系飲料、スポーツドリンクなど多種多様の品目の取扱いができることを条件とするが、具体的な構成については、指定管理者である岐阜県立陽光園（(社)岐阜県福祉事業団）との協議によること（陽光園職員以外の施設利用者はワンコイン100円しか使用できない方が多いため、100円での販売商品を多数取りそろえることを前提とすること）。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）より低廉となるよう設定すること。

### 3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、設置事業者の責任で適切に回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。  
特に夏場等は、不衛生とならないよう余裕をもって早めに回収ボックスの処理をすること。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、指定管理者の指示に従うこと。（搬入・搬出時間は8：30～17：15とする）  
また、目の不自由な利用者・歩行困難な利用者にくれぐれも注意をすること。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販

売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

#### 4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県に提出すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

#### 5 その他

(1)自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

(2)甲が必要と判断した場合、施設内に自動販売機の増設を行う場合があるが、これにより自動販売機の売上が減少した場合においても、乙は甲に一切の補償を請求することができない。

## 仕様書（物件番号2）

### 1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び新旧1000円紙幣が使用できること。
- (3) 貸付面積は、2台分で4.00㎡（幅4.0m×奥行1m）とし、空容器の回収ボックス設置面積を含むものとする。
- (4) 貸付期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとし、更新は認めない。
- (5) 電気代は、設置事業者が子メーターを設置し、その実績に応じ県有施設の指定管理者が算定した金額を支払う。
- (6) 商品の選択ボタンやコインの投入口及び飲料取り出し口が必ず車椅子利用者の手が届く位置にあるなど、使い易く、安全であるユニバーサルデザインの機種にすること。

### 2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。  
乳製品（牛乳・豆乳・コーヒーミルク・いちごミルク・ココア等）、炭酸飲料、コーヒー、お茶、果汁系飲料、スポーツドリンクなど多種多様の品目の取扱いができることを条件とするが、商品の具体的な構成については、指定管理者である岐阜県立三光園（（社）岐阜県福祉事業団）との協議によること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）低廉となるよう設定すること。

### 3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、設置事業者の責任で適切に回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。  
特に夏場等は、不衛生とならないよう余裕をもって早めに回収ボックスの処理をすること。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については指定管理者の指示に従うこと。（搬入・搬出時間は8:30～16:30の間とする）  
また、目の不自由な利用者・歩行困難な利用者にくれぐれも注意をすること。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において速やかに対応すること。

#### 4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県に提出すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

#### 5 その他

(1)自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

(2)甲が必要と判断した場合、施設内に自動販売機の増設を行う場合があるが、これにより自動販売機の売上が減少した場合においても、乙は甲に一切の補償を請求することができない。

## 仕様書（物件番号3）

### 1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び新旧1000円紙幣が使用できること。
- (3) 貸付面積は、2台分で3.1㎡（幅2.0m×奥行1m＋別途回収ボックス面積1.1㎡）とし、空容器の回収ボックス設置面積を含むものとする。
- (4) 貸付期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとし、更新は認めない。
- (5) 電気代は、設置事業者が子メーターを設置し、その実績に応じ県有施設の指定管理者が算定した金額を支払う。
- (6) 商品の選択ボタンやコインの投入口（受け皿つき）及び飲料取り出し口が必ず車椅子利用者の手が届く位置にあるなど、使い易く、安全であるユニバーサルデザインの機種にすること。

### 2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。  
乳酸飲料、野菜ジュースを各1品目以上入れること。  
また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。  
カロリーオフ系の商品を入れること。  
なお、炭酸飲料、コーヒー、お茶、果汁系飲料、スポーツドリンクなど多種多様の品目の取扱いができることを条件とするが、商品の具体的な構成については、指定管理者である岐阜県立幸報苑（社）岐阜県福祉事業団との協議によること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）より低廉となるよう設定すること。

### 3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、設置事業者の責任で適切に回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。  
特に夏場等は、不衛生とならないよう余裕をもって早めに回収ボックスの処理をすること。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については指定管理者の指示に従うこと。（搬入・搬出時間は9:00～16:30の間とする）  
また、目の不自由な利用者・歩行困難な利用者にくれぐれも注意をすること。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に

設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

(6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において速やかに対応すること。

#### 4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県に提出すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

#### 5 その他

(1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

(2) 甲が必要と判断した場合、施設内に自動販売機の増設を行う場合があるが、これにより自動販売機の売上が減少した場合においても、乙は甲に一切の補償を請求することができない。

## 仕様書（物件番号4）

### 1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び新旧1000円紙幣が使用できること。
- (3) 貸付面積は、1台分で1.2㎡（幅1.2m×奥行1m）とする。（回収ボックスは別途施設にあるものを使用するため、面積に含めない。搬出時、鍵は施設で受け取り、施錠対応する。）を使うこととする。
- (4) 貸付期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとし、更新は認めない。
- (5) 電気代は、設置事業者が子メーターを設置し、その実績に応じ県有施設の指定管理者が算定した金額を支払う。
- (6) 商品の選択ボタンやコインの投入口（受け皿つき）及び飲料取り出し口が必ず車椅子利用者の手が届く位置にあるなど、使い易く、安全であるユニバーサルデザインの機種にすること。

### 2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。ゼリー状のもの、固形物を含むものは誤嚥の可能性があるため入れないこと。カロリーオフ系の商品を2品目以上入れること。  
なお、炭酸飲料、コーヒー、お茶、果汁系飲料、スポーツドリンクなど多種多様の品目の取扱いができることを条件とするが、商品の具体的な構成については、指定管理者である岐阜県立はなの木苑（社福）岐阜県福祉事業団との協議によること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）より低廉となるよう設定すること。

### 3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 回収ボックス（現在設置されている鍵がかかるものを使用し、施錠対応すること）に収納された容器は、設置事業者の責任で適切に回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。  
特に夏場等は、不衛生とならないよう余裕をもって早めに回収ボックスの処理をすること。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については指定管理者の指示に従うこと。（搬入・搬出時間は9：00～16：30とする）  
また、知的障がい者施設のため、安全面の配慮（短時間であっても確実にドアロックをする/飛び出しに対する注意等）や障がい者の特性への理解（健常の人より喜怒哀楽の表現がストレートである）等を十分理解すること。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必

要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

(6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において速やかに対応すること。

#### 4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県に提出すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

#### 5 その他

(1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

(2) 甲が必要と判断した場合、施設内に自動販売機の増設を行う場合があるが、これにより自動販売機の売上が減少した場合においても、乙は甲に一切の補償を請求することができない。

## 仕様書（物件番号5）

### 1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び新旧1000円紙幣が使用できること。
- (3) 貸付面積は、2台分で2.80㎡（幅2.4m×奥行1m＋別途回収ボックス面積0.4㎡）とする。
- (4) 貸付期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとし、更新は認めない。
- (5) 電気代は、設置事業者が子メーターを設置し、その実績に応じ県有施設の指定管理者が算定した金額を支払う。
- (6) 商品の選択ボタンやコインの投入口（受け皿つき）及び飲料取り出し口が必ず車椅子利用者の手が届く位置にあるなど、使い易く、安全であるユニバーサルデザインの機種にすること。

### 2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。  
また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。  
なお、炭酸飲料、コーヒー、お茶、果汁系飲料、スポーツドリンクなど多種多様の品目の取扱いができることを条件とするが、商品の具体的な構成については、指定管理者である岐阜県立サニールズみずなみ（社福）岐阜県福祉事業団との協議によること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）より低廉となるよう設定すること。

### 3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、設置事業者の責任で適切に回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。  
特に夏場等は、不衛生とならないよう余裕をもって早めに回収ボックスの処理をすること。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については指定管理者の指示に従うこと。（搬入・搬出時間は8:30～17:00の間とする。）  
また、目の不自由な利用者・歩行困難な利用者にくれぐれも注意をすること。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において速やかに対応すること。

#### 4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県に提出すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

#### 5 その他

(1)自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

(2)甲が必要と判断した場合、施設内に自動販売機の増設を行う場合があるが、これにより自動販売機の売上が減少した場合においても、乙は甲に一切の補償を請求することができない。